傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

国家賠償請求訴訟について

事案の概要

令和元年法律第３７号による改正前の**警備業法１４条、３条１号**は、**被保佐人**であることを警備員の欠格事由の一つとして定めていた（以下、この規定のうち被保佐人であることを警備員の欠格事由として定めた部分を「**本件規定**」という。）。

被上告人は、警備業を営む会社で、警備員として交通誘導警備業務に従事していたが、平成２９年３月、**保佐開始の審判**が確定したことに伴い、上記会社を退職した。

本件は、**被上告人**が、本件規定は**憲法２２条１項**及び**１４条１項**に違反し、国会が被上告人の退職の時点（平成２９年３月）までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかったことは違法であるなどと主張して、**上告人（国）**に対し、**国家賠償法１条１項**に基づき、慰謝料の支払を求める事案である。

〔**参考**〕　令和元年法律第３７号による改正前の**警備業法**

３条　　次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

１　　成年被後見人若しくは**被保佐人**又は破産者で復権を得ないもの

２～１１　（略）

１４条１項　十八歳未満の者又は**第三条第一号**から第七号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

２項　警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

原判決及び争点

◇　**原審**は、①本件規定は**憲法２２条１項及び１４条１項に違反**しており、②国会が被上告人の退職の時点（平成２９年３月）までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかったことは**違法**であると判断して、被上告人の請求を**一部認容**した。

◇　最高裁における**争点**は、**①本件規定が憲法２２条１項、１４条１項に違反するか否か、②国会が被上告人の退職の時点**（平成２９年３月）**までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかったことが違法であるか否か**である。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

労働契約法２０条違反による損害賠償請求事件について

事案の概要

◇　本件は、上告人（第一審被告）に雇用されていた被上告人ら（第一審原告ら）が、労働契約に基づく一時金請求権を有する準社員の地位にあったのに、一時金が支払われなかったと主張して、上告人に対し、不法行為に基づき、一時金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償を求めるなどする事案である。

◇　上告人の亀山事業所における労働者は、有期契約労働者である準社員と無期契約労働者である正社員とに区分されていたところ、上告人は、同事業所に派遣されていた派遣労働者を新たに有期雇用契約社員として雇用することとした。

上告人と被上告人らは、平成２２年１月１日から平成２３年９月１日までの間に有期労働契約を締結した。同労働契約においては、被上告人らを有期雇用契約社員として雇用し、その労働条件は有期雇用契約社員就業規則の定めるところによる旨が定められていた。もっとも、上告人が同就業規則を作成したのは同年１１月３日であった。

原判決及び争点

◇　原判決（名古屋高裁）は、要旨次のとおり判断して、上記の損害賠償請求を一部認容した。

上告人は、平成２３年１１月２日までは準社員就業規則が適用される被上告人らを準社員と扱うべきであったのに、これに反して一時金を支給しなかったから、不法行為に基づき、準社員であった期間の一時金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償義務を負う。

◇　最高裁における争点は、上記の損害賠償請求が不法行為に基づく損害賠償請求の要件を満たすか否かである。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

保有個人情報不開示決定処分取消請求事件について

事 案 の 概 要

上告人（第一審原告）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和３年法律第３７号による廃止前のもの。以下「法」という。）１２条１項に基づき、亡母が刑務所において同室者から受けたいじめに関する事案を調査した記録（本件調査記録）に記録されている情報等の開示を請求したところ、これを開示しない旨の決定（本件決定）を受けた。

本件は、上告人が、被上告人（第一審被告・国）を相手に、本件決定の取消しを求める事案である。

原判決及び争点

◇　原判決（大阪高裁）は、本件調査記録に記録された情報について、①　上告人を本人とする保有個人情報に当たるとした上で、②　法４５条１項所定の保有個人情報に当たるとして、本件調査記録に係る上告人の請求を棄却した。

◇　最高裁においては、次の２点が争われている。

①　本件調査記録に記録された情報が上告人を本人とする保有個人情報に当たるか

②　本件調査記録に記録された情報が法４５条１項所定の保有個人情報に当たるか

【行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和３年法律第３７号による廃止前）】

１２条１項　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報【※１】の開示を請求することができる。

４５条１項　第４章の規定（注：１２条～４４条）は、…刑…の執行…に係る保有個人情報【※１】（当該…執行を受けた者…に係るものに限る。）については、適用しない。

【※１】保有個人情報　　行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報【※２】であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書に記録されているもの（２条５項）

【※２】個人情報　　生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（２条２項柱書き、同項１号）